

第三一回

参第一四号

栄養士法の一部を改正する法律（案）

栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条 栄養士となるには、栄養士試験（以下「試験」という。）に合格し、都道府県知事の免許を受けなければならない。

第五条の次に次の四条を加える。

第五条の二 試験は、栄養士として必要な知識及び技能について行う。

第五条の三 試験は、厚生大臣が、毎年一回以上行う。

第五条の四 試験は、文部大臣が指定した学校又は厚生大臣が指定した栄養士養成施設において三年以上栄養士として必要な知識及び技能を修得した者でなければ、受けることができない。

2 前項に規定する学校又は栄養士養成施設に入学し、又は入所することができる者は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十六条第一項の規定により大学に入学することができる者とする。

第五条の五 試験に関して不正の行為があつた場合には、その不正の行為に関係のある者について、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。この場合においては、なお、その者について期間を定め試験を受けることを許さないことができる。第八条中「五百円」を「一万円」に改める。

第十二条を削る。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

（従前の規定による免許を受けた者）

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の第二条第一項の規定により栄養士の免許を受けている者は、この法律による改正後の第二条の規定による免許を受けた者とみなす。

（免許の特例）

3 この法律の施行前に、この法律による改正前の第二条第一項第一号の規定に基づいて厚生大臣が指定した栄養士の養成施設において二年以上栄養士として必要な知識及び技能を修得し、又は同項第二号の規定に基づいて厚生大臣が行つた栄養士試験に合格した者は、この法律による改正後の第二条の規定にかかわらず、同条の規定による免許を受けることができる。

4 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の第二条第一項第一号の規定に基づいて厚生大臣が指定した栄養士の養成施設に入所中である者が、当該施設において二年以上

栄養士として必要な知識及び技能を修得したときも、前項と同様とする。

(特例試験)

5 学校教育法第五十六条第一項の規定により大学に入学することができる者又は旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校を卒業し、若しくはこれと同等以上の学力を有すると文部大臣が認めた者であつて、この法律の施行前に二年以上栄養士の実務の見習をしたものは、昭和三十七年十二月三十一日までの間において厚生大臣が毎年一回以上特に行う栄養士の試験を受けることができる。学校教育法第五十六条第一項の規定により大学に入学することができる者又は旧中等学校令による中等学校を卒業し、若しくはこれと同等以上の学力を有すると文部大臣が認めた者であつて、この法律の施行の際現に栄養士の実務の見習をしているものが、二年以上その見習をしたときも、同様とする。

6 前項の試験は、二回をこえて受けることができない。

7 第五項の試験に合格した者は、この法律による改正後の第二条の規定にかかわらず、同条の規定による免許を受けることができる。

(準用規定)

8 第四項の養成施設については第七条の規定を、第五項の試験についてはこの法律による改正後の第五条の五及び第七条の規定をそれぞれ準用する。

(栄養士試験の実施に関する特例)

9 昭和三十七年十二月三十一日までの間は、この法律による改正後の第五条の三の規定にかかわらず、厚生大臣は、同条に規定する試験を行わないことができる。

(栄養士養成施設への入所資格の特例)

10 旧中等学校令による中等学校を卒業し、又はこれと同等以上の学力を有すると文部大臣が認めた者は、当分の間、この法律による改正後の第五条の四第二項の規定にかかわらず、同条第一項に規定する栄養士養成施設に入所することができる。

理 由

栄養士の資質の向上を図るため、免許取得の資格を改めるとともに、栄養士試験に関する規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

総額 約百五十万円（昭和三十八年度以降）